



環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成19年2月23日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第27条に基づき、「(仮称)川崎中瀬マンション計画」に係る条例環境影響評価書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	大阪府大阪市北区中之島三丁目3番3号 東レ建設株式会社 代表取締役社長 高安 年男
	指定開発行為の名称	(仮称)川崎中瀬マンション計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 住宅団地の新設（第2種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区中瀬三丁目20-1 (区域面積：33,057.9㎡)
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	計画戸数：783戸、計画人口2,349人 建築面積13,499.0㎡、延べ面積82,482.3㎡ 高さ56.1m
	指定開発行為の施行期間	平成19年3月～平成21年3月
	環境影響評価の手続経過	平成18年9月5日：条例環境影響評価準備書公告 平成19年2月9日：条例環境影響評価審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成19年2月23日（金）～平成19年3月26日（月） (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く。) 時間：午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎市：川崎区役所、川崎区役所大師支所及び本庁（環境局環境評価室） 大田区：羽田特別出張所、糎谷特別出張所及び大田区役所（環境保全課）
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044(200)2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm